

平成22年度 保育所入所申込受付のお知らせ

受付期間 平成22年1月4日(月)～1月29日(金)

町内の認可保育所

保育所名	定員	住所	電話	備考
大丸保育所	30	横瀬 1994	476-0555	町立
中沖保育所	30	菱田 3093-2	477-0027	町立
南光保育園	60	仮宿 1555-2	476-0025	私立
大崎保育園	90	仮宿 1862	476-0049	私立
菱田保育園	60	菱田 2601	477-0568	私立
野方保育園	90	野方 6095-38	478-2324	私立

多子世帯保育料軽減について

該当世帯には、町県民税が確定後、連絡しますので、多子軽減申請書の提出をお願いいたします(6月以降)軽減された保育料は、4月分より適用されます。

多子軽減について、詳しくは下記連絡先にお問い合わせください。

保育時間

町立保育所(中沖・大丸)	7:30～18:00
南光・大崎保育園	7:00～19:00
野方保育園	7:00～19:00
菱田保育園	7:00～19:00

(延長保育利用の場合18:00以降は、延長保育料が必要)

対象

家庭での保育に欠ける0歳児から就学前児童まで
〔0歳児は生後6ヶ月以降〕

必要書類

1. 入所申込書(1月29日まで)
 2. 家庭状況調査書(1月29日まで)
 3. 源泉徴収票の写し(平成21年度分)(世帯全員分)(1月29日まで)
 4. 確定申告書の写し(確定申告される方)(世帯全員分)(2月26日まで)
 5. 課税証明書(平成21年度分)(世帯全員分)平成21年1月2日以降の転入で所得税0円の方(1月29日まで)
 6. 両親の就業証明書又は、出産・病人の看護・介護している場合、看護・介護の状況がわかる書類
身体障害者手帳(世帯員に障害者手帳をお持ちの方がいらっしゃる場合)(1月29日まで)
- ※添付書類が未提出の場合は入所決定を保留します。
(書類は役場または支所・保育所に準備しております)

保育料

保育料は所得税・町民税によって決定されます(単位:円)

市町村民税	定義	3歳未満	3歳以上
	生活保護世帯	0	0
所得税	町民税非課税世帯	7,000	5,000
	町民税課税世帯	15,000	12,000
	40,000未満	22,000	19,000
所得税	103,000未満	30,000	27,000
	413,000未満	37,000	29,000
	413,000以上	41,000	30,000

親等と同居されている方々へ!

保育料の決定は、原則として入所児童の保護者の税額だけでなく同一生計の扶養義務者(児童の祖父母の内、所得の高い方1名)の税額も合算することになっています。

※2人目は半額、3人目以降は免除(幼稚園に通園する兄弟がいる場合も減額及び免除がありますので、必ず入所申込書の家庭の状況欄に〇〇幼稚園通園と記入してください。)

【お問い合わせ先】 大崎町役場 保健福祉課 児童係 TEL 476-1111 (内線 145・146)